

合板・製材生産性強化対策交付金事業

第1 趣旨

県が定める体質強化計画に基づき、合板・製材・集成材等の木材製品の競争力を高めるため、原木供給の低コスト化等を通じた体質強化を図る取り組みへの支援を行う。

なお、本事業は、「合板・製材・集成材国際競争力強化対策実施要綱」（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）、「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金等交付要綱」（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領」（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「国要領」という。）、「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領の運用について」（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知。以下「国運用」という。）、「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金等交付要綱第26に定める基金活用事業の実施に当たっての条件について」（平成28年1月20日付け27林整計第240号林野庁長官通知。以下「国条件」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業区分及び事業内容等

1 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業

(1) 事業内容

① 間伐材生産

ア 間伐材の生産

不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することによる本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出集積、積込、その他付帯施設整備

イ 関連条件整備活動

(ア) 森林作業道整備

間伐材の生産と一体的に実施するものであって、継続的に使用され、かつ、長野県森林作業道作設指針（平成23年8月1日付け23森推第325号林務部長通知）の基準を満たすものとする。

(イ) 鳥獣害防止施設等整備

間伐材の生産と一体的に実施するものであって、野生鳥獣による森林被害の防止や野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

② 造林

ア 人工造林

地拵え、植栽、苗木運搬

イ 下刈り

ウ 関連条件整備活動

①のイに準ずる。（ただし、「間伐材の生産」とあるのは、「人工造林又は下刈り」と読替える。）

(2) 事業主体

① 要綱別表に示す市町村、森林整備法人は、要領別紙1の第2の1の(2)のイに準ずる。

② 要綱別表に示す林野庁長官が別に定めるところにより、知事が選定した林業経営体は、「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に基づき選定された林業経営体とする。

第3 事業実施計画の作成等

- 1 林務部長（以下、「部長」という。）は、国の交付決定後速やかに、事業実施計画の提出期日を定め、地域振興局長（以下、「局長」という。）に通知する。
- 2 地域振興局長は、1による通知があった場合は、事業主体に事業実施計画の提出期日を定めて通知する。
- 3 事業主体は、2による通知があった場合は、信州の森林づくり事業（合板・製材生産性強化対策交付金事業）実施計画書（以下、「実施計画書」という。）（要領別紙3-様式第1号）を作成し、別に定める体質強化計画の対象とする木材加工流通施設や当該施設に原木を供給する原木市場（以下、木材加工流通施設等という。）との協定書等の写しを添付のうえ、要領別紙3-様式第2号により地域振興局長（以下、「局長」という。）に提出しなければならない。

また、森林経営計画が作成されていない場合には、事業対象林分を森林経営計画の対象林分とすることが確認できる書類及び森林経営計画の作成が補助金交付年度の翌年度を超える場合は、合せて森林経営委託契約書等（森林所有者から森林の経営の委託契約等により原則として5年以上を期間にわたって育成及び保護することを委託されたことを証する書類）を提出すること。
- 4 事業評価

局長は、事業主体に対し次により事前評価及び事後評価を実施させるものとする。

 - (1) 事前評価

局長は、事業主体から実施計画書の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定結果の報告を求めるものとする。
 - (2) 事後評価

局長は、事業主体に対し、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定結果の報告を求めるものとする。
- 5 局長は、3により提出のあった実施計画書の内容を確認し、適当と認めるときは、要領別紙3-様式第3号により承認するとともに、部長に報告（要領別紙3-様式第4号）するものとする。

第4 事業実施基準等

1 間伐材生産

(1) 間伐材の生産

① 実施基準

ア 別に定める原木安定供給計画の対象となる木材加工施設（最終施設整備年度から3年を越えないものに限る。）へ、間伐材等を供給することを目的として実施するものとする。

イ 原則として、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとする。ただし、森林経営計画が作成されていない森林であっては、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合は事業を実施することができる。

(ア) 当該施業を実施する林分が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林法施行規則第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成できない場合を除く）、又は当該施業を実施する林分が存する同号ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合は、実績報告時に当該林分が森林経営計画の対象森林であること又は完了年度の翌年度までに当該林分を森林経営計画の対象森林とすることを確認できるもの。

また、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあっては、要綱第3の(5)と同様の取扱とする。

(イ) 前項(1)に該当しない場合は、事業完了後に当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。

なお、当該施業の実施後、実績報告時までの間に(1)に掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、(1)と同様の取扱とする。

ウ 1 施行地は原則として接続する0.1ha以上の区域とする。

エ 徹底した事業費（実行経費）の低減が図られるよう計画を検討することとし、事業費の1 ha 当りの単価の額が、794,000 円以内（間接費相当分を除く。）のものとする。

② 細則

ア 全ての施行地から1 ha 当り 10m³ 以上の間伐材の搬出を実施することとし、各施行地毎に事業実施面積の過半から間伐材の搬出を実施すること。

イ 事業主体は、知事が定める体質強化計画に基づき作成された県年度事業計画により事業を実施するものとする。

ウ 伐採率は実施要領別紙1の第2の1の(1)のクの(7)に準ずるとともに、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法（要間伐森林の間伐にあつては要間伐森林の間伐の方法を含む。）に留意して伐採を行うものとする。また、森林経営計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。

エ 補助事業の間隔は実施要領別紙1の第2の1の(1)のキの(イ)及びクの(エ)のaに準ずるものとする。

オ 対象齢級は原則として12 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りでない。）又は森林経営計画に基づいて行なうものであつては市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下とする。

カ その他付帯施設整備は、間伐材の生産と一体的に実施する林内作業場、土場、資機材置場、一時使用に供する作業路・集材路の整備、作業上必要な灌木や枝葉の除去等とする。

キ 伐採木を搬出せずに林内で活用する場合は、搬出材積としては取り扱わないものとする。

(2) 関連条件整備活動

① 森林作業道整備

徹底した事業費の低減が図られるよう計画を検討することとし、事業費の1 m当りの単価の額が、路線ごとに4,000 円以内のものに限る。

② 鳥獣害防止施設等整備

野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で防護柵等を整備する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

2 造林

(1) 人工造林及び下刈り

① 実施基準

ア 原則として、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画対象森林において、当該森林経営計画に基づき実施する人工造林又は下刈りとする。ただし、森林経営計画が作成されていない森林であつては、実施要領別紙1第3の4の(1)及び(2)に準ずる（ただし、実施要領別紙1第3の4の(1)のなお書きの項目を除く。）。

イ 施行地は原則として接続する0.1ha以上の区域とする。

ウ 徹底した事業費（実行経費）の低減が図られるよう計画を検討することとし、事業費の1 ha 当りの単価の額が、人工造林は1,092,000 円以内（間接費相当額を除く。）、下刈りは150,000 円以内（間接費相当分を除く。）のものとする。

② 細則

ア 事業主体は、原木安定供給計画参画事業実施主体であり、体質強化計画の対象とする木材加工流通施設への原木供給実績を確認できること。

イ 事業に実施について

(ア) 人工造林

a 機械地拵え、早生樹造林、低密度植栽、その他局長が妥当と認めた造林の低コスト化に資する技術を導入し実施するものであること。

b 対象森林は、過去5年以内に国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。

c 樹木の伐採の跡地で実施するものであること。

(イ) 下刈り

本事業で実施した人工造林により更新したⅡ齢級以下の林分で行うものであること。

(2) 関連条件整備

1の(2)に準ずる

第5 早期着手

- 1 事業主体は、補助金交付決定前に対象とする補助事業等に着手することはできない。
ただし、局長に対し実施計画書を提出し、協議のうえ、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。
 - (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
 - (2) 事業の実施に長期間を有するとき。
 - (3) 早期着手によりの増額防止が予想できるとき。
 - (4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。
- 2 事業主体は早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（要領別紙3-様式第5号）を局長に提出する。
- 3 局長は、2の協議があり、1のただし書に該当し、適当と認められたときは、次の条件を付して同意（要領別紙3-様式第6号）する。
 - (1) 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
 - (2) 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。
- 4 局長は、3の同意をしたときは、速やかに早期着手報告書（要領別紙3-様式第7号）を部長に提出する。
- 5 事業主体は、早期着手後の入札等により事業費が減額となった場合は、速やかに変更計画書（要領別紙3-様式第8号）を作成し、要領別紙3-様式第9号により局長に提出する。

第6 補助金交付申請及び交付決定

- 1 部長は、局長に対し、第3の5の実施計画書のほか、必要に応じて把握した事業量に基づき、予算の範囲内で経費配分を通知する。
- 2 局長は、第3の5の規定により承認した実施計画書に基づき、事業主体の予算措置等のやむを得ない場合を除き速やかに予算の範囲内で事業主体に補助金の内示（要領別紙3-様式第10号）をする。
- 3 2の内示を受けた事業主体は、速やかに信州の森林づくり事業（合板・製材生産性強化対策交付金事業）補助金交付申請書（要領別紙3-様式第11号）に次の関係書類を添付して局長に提出する。
なお、交付申請の単位は個々の施行地を最低単位として申請することができるものとするが、森林経営計画に基づく場合等一体的に実施すべき事業であって、同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請できるものとする。
 - (1) 信州の森林づくり事業（合板・製材生産性強化対策交付金事業）実行内訳書（要領別紙3-様式第12号）
 - (2) 信州の森林づくり事業（合板・製材生産性強化対策交付金事業）実行経費内訳書（要領別紙3-様式第13号）
 - (3) 位置図（施行地の位置を示した50,000分の1の地形図）
 - (4) 施業図（施行地の測点及び測線を示した5,000分の1の森林計画図）
 - (5) 実測図（要領別紙5-様式第14号）
要領別紙1第5の3の(1)に準ずる。（ただし、間伐等と一体的に開設した森林作業道も除地として除外する。）
 - (6) その他局長が必要と認める書類
- 4 事業主体は、3の申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費等に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第

226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

5 局長は、3の補助金交付申請書の内容を審査の上、要綱第3に規定する条件のほか以下の条件を付して補助金の交付決定(要領別紙5-様式第15号)をする。

- (1) 補助金総額の増又は3割を超える減並びに計画面積の3割を超える減が生じる場合は、速やかに局長に申請してその承認を受けること。
- (2) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随一切り約をすることができる
- (3) (2)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金等交付要綱(平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知)別記様式第13号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第7 補助金の計算等

補助金額は、次の1より算出された額(百円未満切捨て。以下、「定額」という。)と補助事業の実行に要した経費(百円未満切り捨て。以下、「実行経費」という。)を比較によりいずれか低い額とする。また、間伐材の生産、人工造林及び下刈りにあつては、直接費相当分(間接費相当分を除く経費。)と間接費相当分(要領第5の3の(1)に規定する現場監督費及び要領第5の3の(2)に規定する社会保険料等に該当する経費。)それぞれ分けて算出することとする。

なお、関連条件整備活動の実行経費は、間伐材の生産の実行経費とは別に算出しなければならない。

1 定額

定額は、次に定めるところにより求める。なお、事業量については、面積は小数点第3位以下切捨て、延長は整数未満切捨てた値とする。

① 間伐材の生産

ア 直接費相当分の定額

定額単価×事業量

イ 間接費相当分の定額

定額単価×間接费率×事業量

間接费率は要領第5の3に準ずる。

② 関連条件整備

ア 森林作業道整備

定額は、事業単位ごとの森林作業道の開設延長の合計に定額単価(1m当たり2,000円)を乗じて求める。

イ 関連条件整備(鳥獣害防止施設等)

定額単価(標準単価×(1+間接比率)×1/2)×事業量

(2) 造林

ア 人工造林

(ア) 直接費相当分の定額

定額単価(546,000円/ha)×事業量

(イ) 間接費相当分の定額

定額単価(546,000円/ha×間接费率)×事業量

イ 下刈り

(ア) 直接費相当分の定額

定額単価(75,000円/ha)×事業量

(イ) 間接費相当分の定額

定額単価 (75,000 円/ha×間接費率) ×事業量

ウ 関連条件整備

(1)の②に準ずる。

2 本事業と他の国庫補助事業等の伐採等を一体的に実施する場合であって、施行地別の経費が明確に区分し難い場合は、伐倒作業に要した経費は施業面積により、搬出作業に要した経費は搬出材積により按分して算出し、これらを合算した金額をもって本事業の実行経費とすることができる。

3 自己所有森林

森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 森林所有者自らが間伐材の生産、人工造林及び下刈りに従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、林務部が定める事業実施年度に該当する「林業土木事業設計単価表」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。

(2) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。

第8 計画および補助金額の変更

1 実施計画の変更

事業の変更は、次の区分ごとに必要な手続きを第 10 に規定する実績報告の前に、速やかに行うものとする。

(1) 重要変更

① 実施計画書毎の補助金総額の増又は3割を超える減並びに間伐材生産の計画面積の3割を超える減が生じる場合は予め変更承認申請書(要領別紙5-様式第16号)を局長に提出する。

② 局長は、前号の申請があった場合は、内容を審査し、災害その他、申請者の責に帰さない事由によりやむを得ないものと認められるときは、要領別紙3-様式第17号により変更承認を行う。

(2) 軽微な変更

(1)に該当しない変更が生じる時は速やかに変更報告書(要領別紙3-様式第18号)を提出する。

なお、現場完了時等に明らかとなったもので、(1)に該当しない変更は、第10に規定する実績報告書によることができる。

(3) 契約報告

① 事業主体は、入札等により契約を締結したときは、速やかに契約書(工事請負契約書、委託契約書等)の写を添えて変更報告書(要領別紙3-様式第18号)を局長に提出する。

② 事業主体は、設計積算によらない補助金交付申請を行った事業について、実行経費が明らかになった場合は、第7により補助金額を算出し、速やかに実行経費内訳書(要領別紙5-様式第13号)を添えて変更報告書(要領別紙3-様式第18号)を局長に提出する。

③ ①又は②により実施計画書毎の補助金総額の増又は3割を超える減をする必要がある場合は、(1)に基づき変更を行なう。

(4) 変更内示

局長は、(1)、(2)又は(3)により内示額の変更が必要な場合は、要領別紙3-様式第19号により変更内示をする。

2 補助金の変更

(1) 実施計画書の変更により、補助金を変更する必要がある場合は、当該申請に掛かる補助金変更交付申請書(要領別紙3-様式第20号)を局長へ提出する。

(2) 局長は、前号の申請があったときは、内容を審査の上、補助金の変更交付決定(要領別紙3-様式第21号)をする。

(3) 当該補助金にかかる消費税仕入控除税額があり、かつその総額が明らかになった場合には、これを

補助金額から減額し、消費税仕入控除税額集計表（要領別紙3－様式第22号）を添付して報告及び申請しなければならない。

第9 事業の中止、廃止、完了期限延長

- 1 事業主体は、事業の中止及び廃止及び完了期限延長（国との協議を要さない完了期限延長は除く。）をしようとするときは、承認申請書（要領別紙3－様式第23号）を、局長を経由して部長に提出する。
- 2 部長は、1により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認めるときは承認する。
- 3 事業主体は、国に協議を要さない完了期限延長をしようとするときは、承認申請書（要領別紙3－様式第23号）を、局長に提出する。
- 4 局長は、3により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認められるときは承認し、速やかに部長に報告（要領別紙3－様式第24号）する。

第10 実績報告書

- 1 事業主体は、事業が完了したときは、信州の森林づくり事業（合板・製材生産性強化対策交付金事業）実績報告書（要領別紙3－様式第25号）を局長に提出する。
なお、提出書類および提示書類は別表のとおりとするほか、局長が必要と認めた書類とする。
- 2 木材加工流通施設等への原木の出材を材積伝票又は検知野帳により整理すること。なお、実績報告書の時点で明らかになっていない場合は、確定次第速やかに報告すること。
- 3 第6の4のただし書の規定により交付の申請をした事業主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。

第11 実績調査

局長は、実績報告書及び補助金交付概算払請求書の提出があったときは、別に定める信州の森林づくり事業調査要領（以下「調査要領」という。）により速やかに事業調査を行なうものとする。

第12 補助金の交付及び確定

- 1 補助金の算出
局長は、調査の結果適当と認められた箇所については、調査要領に規定される調査調書兼復命書を作成すると共に、補助金を算出し、森林整備補助金交付明細書（要領別紙3－様式第26号）を作成するものとする。
なお、県が作成した信州の森林づくり事業補助金交付事務システムにより出力される様式を用いる場合は標準単価を定額単価、標準経費を定額に読み替えることとする。
- 2 補助金の確定
局長は、申請者に対して規則第13条に規定する確定（要領別紙3－様式第27号）通知し、補助金を交付するものとする。局長は、確定をした場合は、速やかに部長に報告する。
この場合、あわせて次のことを指導するものとする。
 - (1) 補助金の内訳は、森林整備補助金交付明細書（要領別紙3－様式第26号）のとおりであること。
 - (2) 規則、要綱、本要領の規定に従わなければならないこと。
 - (3) 施行地の適正な保護管理のため、森林保険への加入に努めること。
 - (4) その他局長が必要と認めること。
- 3 市町村等への通知
局長は、2に基づき補助金の確定をしたときは、結果を市町村長に通知（要領別紙3－様式第28号）するものとする。

第13 補助金の請求

要綱第6に規定する補助金交付の請求（概算払を含む。）は、信州の森林づくり事業（合板・製材生

産性強化対策交付金事業）補助金交付請求書（要領別紙3－様式第29号）により行うものとし、補助金交付の請求額は、補助金の確定額とする。

第14 繰越

- 1 事業主体は、原則として、第6の5の規定により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越することはできない。
ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 事故繰越
財政法（昭和22年法律第34号）第42条のただし書きの規定による繰越であり、一会計年度内において支出負担行為をしたのち、避け難い事故により年度内に支出が終わらなかった場合（3月31日までに債務が確定しないもの）に繰越すもの。
 - (2) 明許繰越
財政法第14条の3の第1項の規定による繰越であり、予算の性格上又は予算成立後の事由により、年度内に支払いの終わらない見込みのあるものについてあらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰越すもの。
- 2 事業主体は、1の(1)、(2)に掲げるいずれかの事項に該当し、止むを得ない理由により繰越を必要とするときは、信州の森林づくり事業（合板・製材生産性強化対策交付金事業）繰越承認申請書（要領別紙3－様式第30号）を、事業実施年度中に局長に提出する。ただし、1月31日までに交付決定されているものについては、1月31日までに局長に提出するものとする。
- 3 局長は、2の規定による繰越承認申請書の提出があったときは、提出のあった日から2週間以内に部長に意見書を付して進達するものとする。
- 4 部長は、3の規定による進達があったときは、国と調整を行い、議会の議決を得た上で、局長を經由し事業主体に対し、繰越承認（要領別紙3－様式第31号）を行うものとする。
- 5 事業主体は、第4四半期において、第13の規定による概算払いの請求をしようとするときは、前号の規定により承認を受けた繰越事業のうち、繰越額に相当する補助金額を除いて請求するものとする。

第15 その他

国要領第3の2に規定する年度事業計画における事業実施予定に掲げた個別指標の達成状況等を部長が調査するにあたり、市町村長及び事業主体は協力しなければならない。